

クマ等の出没時における庁内連携及び対策本部設置について

全国各地で、クマによる人身被害が発生している状況にあり、市民の生命と身体への被害を防ぎ、安全で安心な暮らしを維持するため、クマ等の人の生活圏への出没時に、迅速かつ的確な対応を可能とする体制を構築し、全庁の連携による「上田市獣害対策本部」を設置します。

「上田市獣害対策本部」は、市長を本部長として、情報収集及び指揮命令系統を司る「庁内本部」と、現地における市民の安全確保及び緊急捕獲対応を担う「現地対策本部」を主体として、公共施設や福祉・教育施設等における安全確保など、部局ごとに対策部を設置し、緊急対応にあたることとします。

1 ツキノワグマの目撃(出没)情報、人身被害の状況について

(1) 市内の状況

ア 目撃情報（令和7年11月末現在）

期 間	目撃情報件数等
令和7年度（11月末）	51件（R6:33件 前年度比約1.5倍）
令和7年10月～11月	17件（R6: 4件 前年度比約4.3倍）

イ 人身被害（令和7年11月末現在）

発生月日	件 数	状 況
令和7年4月25日	1件（R6:0件）	山菜取り中遭遇し噛まれる被害

(2) 県内の状況

ア 目撃情報（令和7年11月末現在）

期 間	目撃情報件数等
令和7年度（11月末）	1,256件（R6:1,414件 前年度比約0.9倍）
令和7年10月～11月	387件（R6: 116件 前年度比約3.3倍）

イ 人身被害（令和7年11月末現在）

期 間	件 数
令和7年11月末現在	10件15人（R6:12件13人）

2 緊急銃猟制度について

鳥獣保護管理法の一部改正により、クマ等が人の生活圏に出没し、人の生命や身体に危害を与える差し迫った状況にあり、地域住民の安全確保等の諸条件が満たされた場合に、市町村長の許可により、緊急的な銃器を使った捕獲（緊急銃猟）が可能となったことから、市では現在、県や警察、猟友会等を含めた関係機関の役割分担などを盛り込んだ対応マニュアルを作成中です。

3 上田市獣害対策本部の設置について

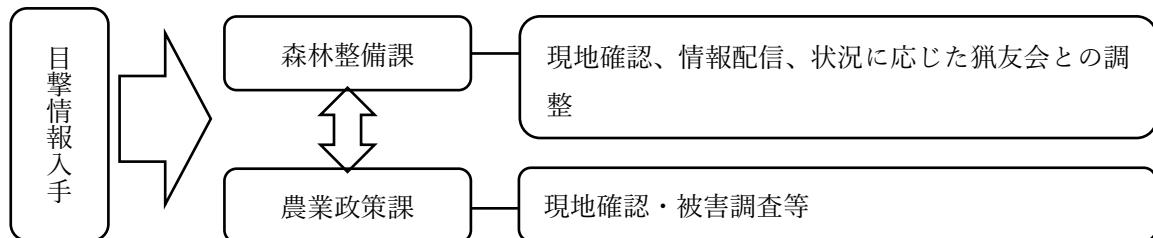
クマ等の人の生活圏等への出没時の緊急対応として、職員の配備体制、情報の収集・発信や、緊急銃猟の実施に伴う市民等の安全確保のための通行制限、避難所の設置などに係る「上田市職員獣害対策活動マニュアル」を策定するとともに、庁内連携及び対策本部設置による迅速かつ的確な対応のための、段階に応じた対応体制を構築しております。（裏面参照）

【資料】

フェーズに応じた段階的対忾

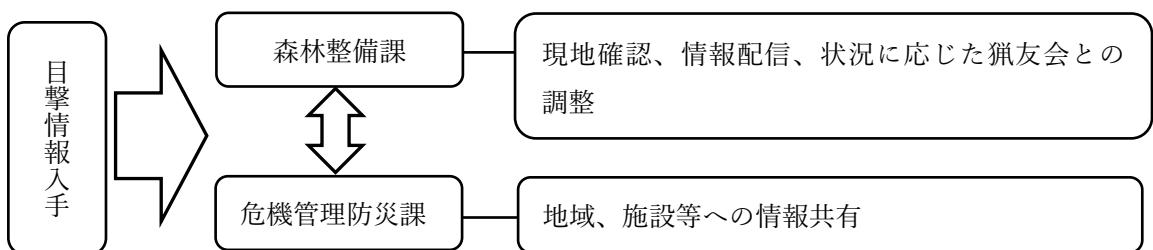
(1) 目撃情報等発生（第1次警戒体制）

山林での目撃情報及び農作物被害情報が寄せられた場合は、第1次警戒体制として、森林整備課及び農業政策課を主体として、被害状況の確認及び、目撃情報場所の現地調査及び市民への情報配信を実施する。



(2) 目撃・出没情報発生（第2次警戒体制）

生活圏での目撃や出没の情報が寄せられた場合や、山林から生活圏への移動の可能性が高いと判断した場合は、第2次警戒体制として、森林整備課と危機管理防災課を主体として、目撃・出没情報箇所の現地調査、市民への情報配信を行うとともに、対象区域内の自治会、学校・保育園及び各施設（公設・民間含む）への情報提供を行い、安全確保のための周知及び対策の実施を依頼する。



(3) 出没情報、又は人の生命・身体への危害の恐れ発生（第3次警戒体制）

生活圏への出没情報が寄せられ、人の生命・身体への危害が発生又は発生の恐れがあり、捕獲や緊急銃猟実施の判断を要する場合は、第3次警戒体制として、獣害対策本部を設置し、市民の安全確保のための対応を実施する。

対象区域においては、自治会連携による住民周知や外出抑制及び公民館等の避難所開設調整、園児・児童・生徒の早期帰宅もしくは学校等での滞在避難、要配慮者施設及び民間企業等への安全対策実施の依頼などを実施するとともに、捕獲や緊急銃猟実施の可否判断、及び実施する場合の関係機関（県、警察、猟友会、消防機関等）との調整や対象区域の市民の避難や通行規制等に係る調整を実施する。

